税務課より 軽自動車税(種別割)の減免制度のお知らせ

心身に障害のある方が使用する軽自動車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割) の減免(免除)を受けられる制度があります。

<u>※減免は一人につき1台に限ります。</u>また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている 方は軽自動車税の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの(入院中である等、障害者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象になりません。)

(1) 対象となる軽自動車

- ①心身に障害のある方が使用する軽自動車
- ②心身に障害のある方のために、この方と同居の生計を一にする方が使用する軽自動車
- ③心身に障害のある方(単身または障害がある方だけ、あるいは未成年者または70歳以上の者と暮らしている 障害がある方)のために、常時介護する方が使用する軽自動車

(2) 対象となる障害

●は障害のある方本人、生計を一にする方、常時介護をする方が運転する場合に対象

○は障害のある方本人が運転する場合に限り対象

	障害の区分		手帳の等級						
身体障害者			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	視覚障害				•		•		
	聴覚障害								
	平衡機能障害					•			
	音声機能障害					•			
	上肢障害			•	•				
	下肢障害						0	0	0
	体幹機能障害			•	•	•		0	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変によ る運動機能障害		上肢機能	•	•				
			移動機能	•	•	•	0	0	0
	心臓機能障害					•			
	じん臓機能障害					•			
	呼吸器機能障害					•			
	ぼうこう又は直腸機能障害					•			
	小腸機能障害			•		•			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			•	•	•			
	肝臓機能障害			•		•			
	知的障害者	療育手帳の交付を受けている方のうち、判定がA(最重度)またはA(重度)							
	MH 기우 급 검	※判定が有効期限内のもの							
精神障害者		障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証の交付							
	作IT中P百日	を受けている方、当該障害の治療のため通院されている方							

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害手帳と同程度の障害があれば対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 納期限日【令和7年6月2日(月)】まで

- ※軽自動車の減免は、毎年、申請が必要です。納期限が過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。 (2)必要書類 次の書類を町税務課に申請してください。
 - ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車(種別割)納税通知書(令和7年度分 ※お支払いせずにお持ちください)
 - ③軽自動車減免申請書(税務課窓口にあります。)
 - ④運転する方の運転免許証の写し(両面)
 - ⑤車検証の写し
 - ⑥納税義務者の印鑑
 - ⑦本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証等)

令和7年4月1日から 原付一種に新たな区分基準バイクが追加されます。 詳細は、別途役場からの配布物回覧でご案内します。